

令和元年度寒川町教科用図書採択検討委員会の方針（案）

寒川町教科用図書採択検討委員会

本検討委員会は、寒川町教育委員会の採択する令和2年度使用小学校教科用図書について、慎重かつ公正な調査研究を行い、その結果を寒川町教育委員会に報告するため次の方針を示す。

1. 検討委員会は、採択方針に基づき、次の観点に沿って各教科用図書の調査・検討を行う。
 - ・学校、児童、地域等の特性を踏まえ、「内容と構成」、「分量・装丁・表記」が適切なものであるか。また、教科・種目別観点の具体的な項目に照らして工夫や配慮がなされているか。
2. 検討委員会は、国において作成された教科書目録及び教科書編修趣意書、各発行者から送付された教科書見本（以下「教科書見本」という）、県教育委員会が作成した教科用図書調査研究の結果（以下「県調査結果」という）、検討委員会に置く調査員が作成した教科用図書の検討のために必要な資料（以下「調査資料」という）、各小学校の調査研究結果等を用いて調査・検討を行う。

なお、調査研究にあたっては、「教科書目録」「学習指導要領」「教科書見本」、文部科学省の「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「採択方針」、令和元年度の「県調査結果」、令和元年度検討委員会の調査員による「調査資料」、令和元年度町内小学校での「教科用図書調査書」、その他、事務局の準備した資料等を使用する。